

大槌町郷土芸能定期公演支援補助金 公募要領

大槌町における交流人口の拡大と滞在型観光客の増大を図るため、町内の郷土芸能を招聘し、定期公演を実施する者に対し、大槌町補助金交付規則（昭和 38 年大槌町規則第 12 号。以下「規則」という。）、大槌町補助金交付規程（平成 25 年大槌町訓令第 7 号。以下「規程」という。）及び大槌町郷土芸能定期公演支援補助金交付要綱（令和 5 年 5 月 9 日。以下「要綱」といいます。）により、予算の範囲内で補助金を交付するものである大槌町郷土芸能定期公演支援補助金（以下「当該補助金」という。）について、次のとおり公募により、当該補助金の交付を行います。

1 補助対象事業者等

補助対象事業者等については、次のとおり要綱で定めています。

項目	内 容
補助対象事業者	郷土芸能事業者又は観光事業者等、その他町長が認める者で、かつ、郷土芸能の定期公演の計画がある者 <ul style="list-style-type: none">郷土芸能 町内に伝わる虎舞、神楽、鹿子踊等をいう。定期公演 連続 3 か月以上の期間内に月 2 回以上の開催をいう。郷土芸能事業者 町内に所在する郷土芸能に係る事業者をいう。観光事業者 町内に拠点を有する観光に係る事業者をいう。
補助金の交付対象となる事業	補助金の交付対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。又は、町長が特別の理由があると認めるもの ア 町内宿泊施設又は観光施設等を会場とするもの イ 町内の郷土芸能等を披露するもの ウ 町が主催する事業又は町から補助金等の交付を受けている事業でないもの
補助金の交付の対象となる経費	郷土芸能定期公演開催に係る経費とする。ただし、飲食に係る経費は除く。
補助金の額	補助金の額は、補助対象経費の合計額とする。ただし、合計額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てとし、73 万円を上限とする。
補助対象期間（事業実施期間）	令和 5 年 5 月 12 日（金）から令和 6 年 3 月 31 日（金）までの間の完了日まで

2 提出期日（募集期間）等

当該補助金の交付申請、決定の期日等については次のとおりとします。

項目	内 容
要綱第 13 の規定に基づき別に定める交付申請書の提出期日（募集期日）	令和 5 年 5 月 10 日（水）～ 令和 5 年 5 月 16 日（火） ※ 募集期限前でも、予算額に達した場合は、受付を終了します。

間)	
交付決定等	<p>申請受付順に審査を行い、適当と認められたものから順に交付決定を行います。(交付申請の内容が適正であると認めるときに、予算の範囲内で補助金の交付決定を行うものです。)</p> <p>※ 補助事業は、大槌町の補助金交付決定後に実施することとなります。</p>
要綱第 13 の規定に基づく提出書類等（手続き書類）	<p>【補助金交付申請】</p> <p>「補助金交付申請書」に下記の書類を添えて提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画書</p> <p><input type="checkbox"/> 収支予算書</p> <p><input type="checkbox"/> 開催計画書</p> <p><input type="checkbox"/> 委託や購入する場合の費用が確認できる書類（設計書・見積書写し等）</p> <p><input type="checkbox"/> 直近の決算書写し（申請者が個人事業者の場合を除く。）</p> <p><input type="checkbox"/> 振込口座の銀行名、支店名、普通当座の別、口座番号、名義人（フリガナ）</p> <p><input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類</p> <p>【補助金請求】</p> <p>「補助金交付請求（精算）書」に下記の書類を添えて提出してください。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業実績書</p> <p><input type="checkbox"/> 収支精算書</p> <p><input type="checkbox"/> 開催報告書</p> <p><input type="checkbox"/> 領収書の写し等（支払いを証する書面）</p> <p><input type="checkbox"/> 開催状況が確認できる写真</p> <p><input type="checkbox"/> その他町長が必要と認める書類</p>
提出先	<p>住 所：〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町 1 番 3 号</p> <p>あて先：大槌町産業振興課 商工観光班</p> <p>※ 書類は、郵送又は持参にて提出してください。</p> <p>※ 持参の場合 午前 9 時から午後 5 時まで（土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く）。</p>

3 その他（規則第 19 条、要綱第 9 関係）

補助事業により取得した財産を処分（譲渡、交換、貸付、債務の担保に供すること等）しようとするときは、文書で事前に承認を得ることが必要となります。

(問い合わせ)

大槌町産業振興課 商工観光班（大槌町役場 1 階）

電話：0193-42-8725

FAX：0193-42-3855

e-mail:shoukou@town.otsuchi.iwate.jp